

評価基準表(総合評価一般競争入札)

別紙①

- ※入札対象地区の世帯数(R04.1.4時点)の合計が30,000世帯を超えない範囲内で複数地区を落札できます。
- ※提出漏れの書類がある場合については、入札公告のとおり当該評価項目についての評価は行わないものとします。
- ※分類2、3において、各様式の記入漏れ、各様式の添付書類の不備、記載内容が事実と異なる場合または異なると判断した場合は、当該評価項目の評価は行わないものとします。
- ※各項目の採点に小数点以下の端数が生じる場合は、小数点第3位を四捨五入するものとします。

分類	評価項目		評価内容		評価	評価方法	提出書類	総点	個別点	方法別	採点		
	委託条件の根拠法令	細分類	項目	概要									
1	価格評価	(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準) ⑤委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。		契約の内容に適合した履行及び公正な取引の秩序を確保する観点から、基準価格を設定する。	絶対評価	①基準価格Aと同額で入札を行った者の価格評価点は、最高点(500点)とします。 ②予定価格を超える金額で入札を行った者は失格、基準価格B未満で入札を行った者は価格評価点(0点)とします。 ③有効な入札を行った者の価格評価点は以下の方法で算出する。 1 「基準価格A」以上の価格の場合 「基準価格A」÷入札額×補正率 最高点×補正率=評価点 2 「基準価格A」未満の価格の場合 (入札額-「基準価格B」)÷(「基準価格A」-「基準価格B」)=補正率 基準価格Bの設定得点①+(最高点-①)×補正率 = 評価点 ※予定価格及び基準価格は非公開とします。	入札書	500	500	500			
価格評価点											0.00		
2	技術的評価	(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準) ①受託者が受託業務(非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。)を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。	(1)雇用状況(人員)	本業務の仕様書に基づき、委託業務に係る人員計画表を作成し、その計画体制の内容を評価する。	業務経験者の雇用状況	絶対評価	本業務配置予定の既雇用者の総経験年数(前職含む)÷既雇用者数 ※様式1に記載された従業員のうち本事業に配置を予定している従業員の総経験年数(前職含む)を従業員数で除する。 ※ただし、既雇用者数<様式2の①「総配置人員」の場合は、既雇用者数の代わりに様式2の①「総配置人員」で除するものとする。 8年以上 20点 5年以上～8年未満 10点 3年以上～5年未満 5点 3年未満 0点	従業員名簿(様式1) 人員配置計画書(様式2)			20		
					既雇用者の充足状況	絶対評価	(A)本業務配置予定の既雇用者数÷(B)総配置人員(様式2の①の人数) ※様式1に記載された従業員のうち本事業に配置を予定している従業員数を総配置人員(様式2の①の人数)で除する。 他地区を ・落札していない場合(様式2) (A)÷(B) ・他地区を落札している場合(様式2) (A)-(落札した地区の(B))÷(B) 90%以上 20点 70%以上～90%未満 10点 50%以上～70%未満 5点 50%未満 0点	人員配置計画書(様式2) 雇用計画書(様式3)		40	20		
			(2)車輛保有の状況(施設)	本業務を確実に実施するために、どのように車輛配備をしているか。	必要とする車輛を既に現在保有していますか。(委託業務車両専用として使用する車輛のみを記載)	絶対評価	(A)本業務配置予定の既存車輛台数÷(B)総配置台数(様式4の①の台数) ※様式5に記載された車輛のうち本事業に配置を予定している車輛台数を総配置台数(様式4の①の台数)で除する。 他地区を ・落札していない場合(様式4) (A)÷(B) ・他地区を落札している場合(様式4) (A)-(落札した地区の(B))÷(B) 100%以上 20点 50%以上～100%未満 10点 50%未満 0点	車輛配置計画書(様式4) 収集運搬車両一覧表(様式5)			20	20	
			(3)財政基盤(財政基盤)	財政状況	一般廃棄物収集運搬業務を的確に、かつ、継続して行うに足りる財政基盤及び経営状態。	絶対評価	※過去3期分の決算書(損益計算書及び貸借対照表)の提出により評価 ①流動比率(過去3期平均) (流動資産÷流動負債)×100 150%以上 10点 100%以上～150%未満 5点 100%未満 0点 ②自己資本比率(過去3期平均) (自己資本÷総資本)×100 50%以上 10点 30%以上～50%未満 5点 30%未満 0点 ③人件費率(過去3期平均) 総人件費÷売上高 50%以上 20点 30%以上～50%未満 10点 30%未満 0点 ④過去3期の経常利益の状況等 過去3期の経常利益の増減推移等、ヒアリング結果をふまえ、別紙相対評価基準表により補正率をあてはめて、下記計算式で評価点を算出 当該評価事項の配点×補正率=評価点	過去4期分の決算書の添付			60	10	
			(4)履行体制(経験)	①適正な履行を確保するための業務体制	本業務委託の仕様書に基づき、委託業務に係る作業計画表を作成し、その作業計画を実施するための業務体制の内容を評価する。	絶対評価	①一般廃棄物収集運搬業務における配置予定業務責任者等の資格・経験を評価します。(実務経験がわかる資料必要) (評価)実務経験10年以上 10点 実務経験10年未満 5点 実務経験5年未満 0点 ②作業員配置計画書の作成を評価します。 取り残しの発生時、事故を起こした場合、従業員の急な欠勤、工事等の通行止め等緊急時の連絡体制及び対応はどのように行なうか。 (評価)配置計画等をヒアリング ヒアリングをふまえ別紙相対評価基準表により補正率をあてはめて、下記計算式で評価点を算出 当該評価事項の配点×補正率=評価点 ③車輛購入計画書及び車輛点検、架装部点検整備計画、災害及び緊急時における業務継続計画(人員配置及び車輛配置、連絡体制などの対応)などを評価します。 (評価)計画等についてヒアリング ヒアリングをふまえ別紙相対評価基準表により補正率をあてはめて、下記計算式で評価点を算出 当該評価事項の配点×補正率=評価点	業務責任者等の資格・経験等調査書(様式10)				10	
(5)その他	企業姿勢・業務の特徴	業務について、会社としての業務実施方針及びセールスポイント	相対評価	・入札額積算根拠 ・人員配置の人数、考え方 ・車輛配置の台数、考え方 ・緊急時、災害時の応援等 ・緊急時に市の要請に対する協力体制。 ・女性従業員の雇用、障害者雇用等。 ・認定資格の取得 ・本市及び他市での業務実績(契約実績のみならずサービスの向上など質的な実績を含む)及びセールスポイント ・研修実施状況の評価 ・洗車場確保の状況(確保の目的が立っていることが入札参加条件) 企業の積極性、工夫、セールスポイントを記載 ヒアリングをふまえ別紙相対評価基準表により補正率をあてはめて、下記計算式で評価点を算出 当該評価事項の配点×補正率=評価点	車輛購入計画書(様式6) 車輛点検、架装部点検整備計画表(様式7) 研修等実施報告書(様式8) マニュアル等の提出 企業の経営姿勢、業務の創意工夫等セールスポイント(様式9) 入札額積算根拠(様式13)			70	70				
技術的評価点・合計											0.00		

評価項目			評価内容		評価	評価方法	提出書類	総点	個別点	方法別	評点
分類	委託条件の根拠法令	細分類	項目	概要							
3 公共性 評価	公共サービス基本法11条	(1)雇用者保護	雇用状態	雇用者保護(公的年金・雇用保険保険等)	絶対評価	既雇用者(アルバイト、パートを含む) (健康保険被保険者数+年金被保険者数+雇用保険被保険者数)÷ (雇用者数×3)  既従業員の加入率により評価 90%以上 30点 70%以上～90%未満 20点 50%以上～70%未満 10点 50%未満 0点	従業員名簿(様式1)	80	40	30	
			正規・非正規職員の雇用状況	絶対評価	正規社員数÷既雇用者数 90%以上 10点 70%以上～90%未満 5点 70%未満 0点	従業員名簿(様式1)	10				
	環境基本条例4条、5条、19条3項	(2)環境への配慮	環境マネジメントの積極性	環境保全への取り組みの評価。	絶対評価	ISO14001等(エコアクション21、エコステージ、または独自の環境管理システムなど取り組みを含む)取得者及び申請者について評価します。  (評価) 認定・認証取得者(または独自の取り組み(既存))は 5点 認定・認証申請者(または独自の取り組み(案))は 3点 それ以外は評価しない。	ISO14001等の認定・認証等の写し又は申請中である旨の証明書またはその他の取り組みが分かるもの	30	5		
	兵庫県環境の保全と創造に関する条例71条1項、環境基本条例5条、宝塚市都市の清潔に関する条例4条、道交法等交通3法など		施設、車両の清潔保持、周辺住民への対応、安全性の確保、環境保全活動への取り組み	周辺住民、市民に対する取り組み	相対評価	騒音及び悪臭等が発生しないように措置をこうじているか。 ・事務所の敷地内に駐車場を確保しているか ・交通安全における具体的対策 ・廃棄物飛散等防止策における具体的対策 ・環境問題に対する社内研修、環境保全活動への参加、太陽光発電や電気自動車などCO2削減等への取り組み、学校等の環境学習及び地域保全活動等に対する協力  ヒアリングをふまえて別紙相対評価基準表により補正率をあてはめて、下記計算式で評価点を算出 当該評価事項の配点×補正率＝評価点	交通安全策、廃棄物飛散等防止策、環境保全等に対する取り組み(様式12)	25			
	産業振興基本条例1条、4条、5条、高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第1条	(3)地域経済への波及効果	若年層・女性の雇用数	全従業員数のうち、若年層(15～34歳)、女性の人数	絶対評価	本業務配置予定の既雇用者のうち、正規社員の若年層(15～34歳)で勤続1年以上の人数を評価します。  ※様式1に記載された従業員のうち本事業に配置を予定している正規社員の若年層(15～34歳)人数を従業員数で除する。 ※ただし、既雇用者数<様式2の①「総配置人員」の場合は、既雇用者数の代わりに様式2の①「総配置人員」で除するものとする。  (評価)25%以上 5点 25%未満 0点	従業員名簿(様式1) 人員配置計画書(様式2)	10	5		
					絶対評価	本業務配置予定の既雇用者のうち、正規社員の女性で勤続1年以上の人数を評価します。  (評価)女性職員1名以上 5点 女性職員0名 0点	5				
公共性評価点・合計								0.00			

	基準点	評価点
①価格評価点		0.00
②技術的評価点	110	0.00
③公共性評価点	40	0.00
合計		0.00

※技術的評価点、公共性評価点については、基準点(各総点×50%)以下の場合は評価点を0点とする